



質問

共用施設の撤去を緊急に進める必要がある場合、どのようにしたらよいですか。

(相談概要)

あるマンションの敷地内に子供向けの遊具があり、不具合が生じたため使用中止としました。あらためて調査機関による検査を受けたところ、当該遊具は使用上の安全基準を満たしていないことが判明したため、理事会で当該遊具の撤去を検討しています。当該遊具を撤去するには、どのようにしたらよいですか。



回答

共用施設である遊具を撤去する場合は、理事会決議だけでは認められず、総会決議を要すると考えられます。

ただ、本件については、危険性が高く緊急の対応を要するため、総会決議に先がけて、まずは理事長主導で安全対策を行うことが重要になります。

具体的には、以下の流れで対応することが考えられます。

1. 当該遊具を撤去するまでの間の事故発生を防止するため、遊具の周囲をロープで囲って立入禁止の表示を行う。
2. 掲示等で遊具の不具合および危険性について広報を行い、周知を図る。
3. 臨時総会を開催し、遊具の不具合について報告を行うとともに、その撤去について審議を行う。

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。